

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申 請 者 住 所

氏 名 ( 名 称 )

印

固定資産税の課税免除申請書

年 度	事業年度 または 年			新 設・増 設 区 分	事 業 の 種 類
年度	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで		新 設、 増 設	
新 備 ・ 増 設 し た 明 細	設備の名称および所在				
	設備を事業の用に供した年月日				年 月 日
	設備にかかる固定資産の取得価格の合計額				円
	設備にかかる増加生産見込額				円
土 地	所在及び番地	地 目	面 積	取得年月日	取 得 価 額
			m <sup>2</sup>	年 月 日	円

(注)「事業の種類」欄には、日本標準産業分類の中分類による製造業の種類を記入してください。

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

申請者住所  
氏名 (名称)

㊞

固定資産の取得価額の明細書

固 定 資 産	取得年月日	減価償却開 始年月日	耐用年 数	取得価額	備 考
	・ ・	・ ・	年	円	
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
	・ ・	・ ・			
合 計					

- (注) 1 固定資産とは、法人税法施行令第13条第1号から第7号まで、又は所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産（建物及びその付属設備、構築物、機件及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品をいう。）のうち、製造の事業の用に直接供されるものに限る。したがって、土地はもとより、販売のための事務所、事務所用備品及び乗用自動車、福利厚生のために設けられている売店、理容所、会館、寄宿舎等の建物はこれに該当しません。
- 2 「固定資産」欄には、法人税法及び所得税法の確定申告書の別表「減価償却の明細書」と照合ができるよう記入してください。
- 3 「耐用年数」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を記入してください。
- 4 固定資産のうち、既存の工場設備等を他から移転し、又は譲り受けたものがある場合は備考欄にその旨記入してください。

製品製造工程・作業内容等

法人名 \_\_\_\_\_

事業の種類 (産業中分類)	
製品製造工程 (工場内の作業内容)	
主要製造品目	
工場建設又は、 設備拡張の理由	
課税免除申告設 備が特別償却を 受けていない場 合には、その理 由	





## 特別償却不適用理由書

平成 年 月 日

北 広 島 町 長 様

事業主住所

事業主 名

⑩

固定資産税の課税免除(不均一課税)を受けるにあたり要件とされている租税特別措置法第12条又は第45条の規定に基づく特別償却の適用については、次のとおり規定には該当していますが、2の理由によりこれらの規定に基づく特別償却は行っていません。

### 1 該当する規定

- ① 租税特別措置法第12条(45条)第1項の表の第1号
- ② 法第12条(45条)第1項の表の第2号
- ③ 法第12条(45条)第1項の表の第3号
- ④ 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第12条(45条)第1項の表の第1号
- ⑤ その他( )

### 2 特別償却を行わなかった理由

(注) 1については、該当する規定の番号を○印で囲むこと。